

長 建 協 発 第 1 6 5 号
平 成 2 6 年 7 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「建設業許可事務ガイドライン〔第二条関係〕の見直し（案）」に関する
意見募集について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

建設業許可事務ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱等を定めているもので、ガイドラインに示されている建設工事や内容、例示等については、建設業者団体等を通じて確認された施工実態や取引実態等に鑑み、これまでも見直しを行ってきたところであります。

国土交通省では、前回の見直し以降、新たな施工実態や取引実態等が建設業者団体等を通じて確認されたことから、平成26年1月21日に取りまとめられた「～当面講ずべき施策のとりまとめ～」を踏まえ、ガイドラインの見直し（案）を作成いたしました。

つきましては、ガイドラインの見直し（案）についての意見募集が別添のとおり開始されることとなり、全建より情報提供がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。